

2025 年 11 月 27 日

株主各位

株式会社メディロム
代表取締役社長 江口 康二

転換社債型新株予約権付社債発行に関する取締役会決議公告

2025 年 11 月 27 日開催の当社取締役会において、株式会社メディロム第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

記

- | | |
|----------------|--|
| 1 社債の名称 | 株式会社メディロム第 3 回転換社債型新株予約権付社債 |
| 2 社債の総額 | 金 400,000,000 円(額面総額 400,000,000 円) |
| 3 各社債の金額 | 金 10,000,000 円の 1 種。本新株予約権付社債は、各募集社債の金額未満に分割できないものとする。 |
| 4 各社債の払込金額 | 金 10,000,000 円(額面 100 円につき金 100 円) |
| 5 各新株予約権の払込金額 | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| 6 本新株予約権付社債の券面 | 無記名式とし、社債券及び新株予約権証券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 |
| 7 利率 | 年間 2.0% |
| 8 利息支払の方法及び期限 | (1) 利息は発行日の翌日から満期償還期日(但し、期限前償還される場合は期限前償還日を、第 15 項に定める買入消却の場合は買入消却日をいうものとする。以下、同じ。)(同日を含む。)までこれを付するものとし、2025 年 12 月 29 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、最終回は 2026 年 6 月 30 日とする。なお、第 14 項第(1)号でいう償還期限の延長がなされた場合、2026 年 6 月 30 日、2026 年 12 月 25 日にそれぞれ期間計算された利息を支払うものとする。
(2) 発行日の翌日から 2025 年 12 月 31 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合で半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。
(3) 利払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は翌銀行営業日に繰り下げる。
(4) 満期償還期日後又は期限前償還日後は利息をつけない。 |
| 9 本社債の最終払込期日 | 2025 年 12 月 12 日 |

10	本新株予約権の割当日	2025 年 12 月 12 日
11	募集の方法	第三者割当の方法による。
12	物上担保・保証の有無	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために留保されている資産はない。
13	社債管理者の不設置	本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
14	償還の方法及び期限	(1) 満期償還 2026 年 6 月 30 日(償還期限)にその総額を償還する。ただし、発行会社は、償還期日前に社債権者に対して書面または電子メールにより通知することにより、当該償還期限を一回に限り 2026 年 12 月 25 日まで延長することができる。この場合の利息は、延長期間中も当初定めた利率によって計算するものとする。ただし、任意期限前償還に関しては本項第 2 号に定めるところに、買入消却に関しては第 15 項に定めるところによる。 (2) 任意期限前償還 当社は、本号②に定める任意期限前償還日において、本号③に従って変更された償還価額にて、本社債の未償還元金残高を、任意期限前償還日(同日を含まない。)までの経過利息及び期限前償還に係る諸経費とともに期限前償還することができる。 ① 期限前償還される元金額 未償還元金残高の全部とし、分割償還はできないものとする。 ② 任意期限前償還日 2026 年 6 月 1 日から償還期限までの期間中の営業日であって、償還通知書を社債権者に対して提出した日から 15 営業日以降の日で償還通知書において指定された営業日。なお、本項第(1)号でいう償還期限の延長がなされた場合は、2026 年 12 月 1 日から延長後の償還期限までの期間中の営業日であって、償還通知書を社債権者に対して提出した日から 15 営業日以降の日で償還通知書において指定された営業日。 ③ 償還価額 本社債の額面金額 100 円につき金 100 円 (3) 本条に基づく場合を除き、当社は、本社債の元本をその支払期限より前に弁済することができないものとする。
15	買入消却	当社は、本社債権者と合意の上、満期償還期日前であっても、本社債の全部を買入消却することができる。
16	期限の利益喪失に関する特約	当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を失う(以後本新株予約権を行使することはできない。) (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第 8 項の規定に違反し、30 日以内にその履行をすることができないとき。 (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。 (3) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず



ず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合はこの限りでない。

- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

17 本社債に付する
新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

18 本新株予約権の
内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、行使に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

(3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は、当社取締役会が本新株予約権付社債の発行を決議した日の前日である2025年11月26日前1か月間のNASDAQ証券取引所における当社の普通株式1株を表章する米国預託証券の終値の加重平均価格を日本円換算して得られた金額（2025年11月26日時点の株式会社三井住友銀行の対顧客電信直物売買相場仲値1米ドルを日本円に換算）である343円とし、計算の結果、1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により転換価額を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の転換価額について行われ、調整により生じる1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \text{分割・併合の比率}$$



また、当社が合併、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で転換価額を調整することができる。

- (4) 本新株予約権を行使することができる期間
2025 年 12 月 12 日から 2026 年 6 月 10 日(但し、本社債の満期償還期限が延長された場合は 2026 年 12 月 7 日)までとする。但し、①当社の選択による本社債の任意期限前償還の場合は、償還通知書を社債権者に対して提出した日まで、②期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。また、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を行使期間最終日とする。
- (5) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (6) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、かつ期限前償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、上記第 18 項第(3)号記載のとおり決定された転換価額を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件、本社債の利率、任意期限前償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値を



MEDIROM

HEALTHCARE TECHNOLOGIES

- 勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(4)号記載の行使期間中に、本項第(12)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (10) 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(12)号記載の行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。
- (11) 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、関係法令に定めるところに従い、本社債権者を当社株主名簿に記載し、本社債権者に対して株式を交付する。
- (12) 本新株予約権の行使請求受付場所
株式会社メディロム
- 19 償還金支払事務
取扱者(償還金
支払場所) 株式会社メディロム バックオフィスユニット
- 20 譲渡禁止
本新株予約権付社債は、第三者に譲渡することはできない。ただし、本新株予約権付社債の全てを一括して譲渡する場合であって、当社取締役会の事前の書面による承諾がある場合は、この限りではない。
- 21 元利金支払の方法
本社債に基づく元利金その他の支払は、本社債権者が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により行う。なお、振込手数料は当社の負担とする。
- 22 社債権者に対する通知の方法
本新株予約権付社債権者に対する通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債権者に書面により通知する方法により行う。
- 23 届出の免除
本新株予約権付社債は、その有価証券発行勧誘等(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ。)に定義される。以下同じ。)が同法第2条第3項第2号ハに該当することにより、当該有価証券発行勧誘等に関し同法第4条第1項の規定による届出が行われていない。
- 24 告知義務
本社債権者は、本社債を譲渡する場合には、本社債の有価証券発行勧誘等に関し金融商品取引法第4条第1項の規定による届出が行われていないこと、本社債を取得し又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る本社債を一括して譲渡する場合以外に、本社債を譲渡することが禁止されていること及び本社債に分割制限が付されていることを記載した書面をあらかじめ又は同時にその相手方に対し交付する。
- 25 その他
会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以上